

子ども・親・地域が育ち合う



# 第3次

# 豊田市子ども総合計画

## 概要版



子どもたちの笑顔が輝くまち豊田



令和2年3月

◆ 豊田市



# 基本理念

本市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、平成 19 年 10 月に「豊田市子ども条例」を制定し、平成 22 年 3 月には、『子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田』を基本理念とする「豊田市子ども総合計画」を策定しました。

この度、基本理念を継承しつつ、子どもの目線に立った総合計画として「第 3 次豊田市子ども総合計画」を策定しました。

「豊田市子ども条例」制定（平成 19 年 10 月）

「豊田市子ども総合計画」策定（平成 22 年 3 月）

「第 2 次豊田市子ども総合計画」策定（平成 27 年 3 月）

「第 3 次豊田市子ども総合計画」策定（令和 2 年 3 月）



## 基本理念

子ども・親・地域が育ち合う  
子どもたちの笑顔が輝くまち豊田

## 施策体系

### 取組方針

### 施策目標

### 重点事業群

#### I 子どもの権利保障

- (1) 子どもの権利保障
- (2) 子どもの<sup>こごん</sup>孤困・<sup>きゆうさい</sup>救済対策

子どもの権利啓発の推進  
(I、V)

子どもの<sup>こごん</sup>孤困きゆうさいプログラム  
(I～V)

情報通信技術を活用した子育て支援  
サービスの充実  
(III、IV)

虐待防止及び対応策の強化  
(I)

待機児童対策  
(III)

義務教育期後の社会参加活動の促進  
(IV)

少子化への対応  
(II、IV、V)

#### II 安心して生み育てられる 支援体制の充実

- (1) 妊娠中と出産後の親子の健康づくり
- (2) 子育ての不安や負担の軽減
- (3) 安全・安心な子どもの生活環境の整備

#### III すべての子どもが 必要な幼児教育と保育を 受けられる環境づくり

- (1) 保育需要への対応
- (2) 良好な幼児教育・保育環境の確保

#### IV 青少年の健全育成 及び若者支援

- (1) 義務教育期の子どもへの適切な支援
- (2) 義務教育期後の青少年育成・若者支援

#### V 地域ぐるみによる 子育て社会の創造

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 地域力を生かした家庭教育力の向上  
及び子どもの育成

# 施策の展開①

基本理念のもと、本市の子ども・青少年を取り巻く現状を踏まえた5つの「施策の取組方針」に基づき、子どもの健やかな育ちと社会全体で子育てを支える施策を展開します。

その中でも、本市の特徴でもあり、子どもの健やかな育ちの根幹を成す「子どもの権利を保障すること」の実現に向けて、総合的な子ども・子育て支援に取り組みます。

## 取組方針 I 子どもの権利保障

子どもは、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、その尊厳が守られ、最善の利益を保障されるべき存在です。豊田子ども条例で定められている、「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」の子どもの権利が総合的に保障され、子どもの権利について、子どもを含めたすべての市民が十分に理解し、子どもが幸せに暮らすことのできる社会の実現を目指します。

### (1)子どもの権利保障

- ①子どもの権利の意識啓発
- ②虐待防止及び対応策の強化
- ③いじめ・不登校対策の充実

### (2)子どもの孤困・救済対策

※P5~6 に示しています。

## 取組方針 II 安心して生み育てられる支援体制の充実

若年妊娠や子育てに自信がない、子育て仲間がいない保護者の割合が増加するなど、子育て家庭を巡る様々な問題が顕著になっています。また、晩婚化、少子化及び核家族化が進み、育児環境や家族の支援が変化し、妊娠・出産・子育てが難しい時代になっています。安心して妊娠・出産・子育てができるように、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行います。

### (1)妊娠中と出産後の親子の健康づくり

- ①安心して妊娠・出産できる環境の整備
- ②乳幼児の健康づくり

### (2)子育ての不安や負担の軽減

- ①社会的支援を要する子ども・家庭への支援
- ②相談・情報提供等の充実
- ③経済的負担の軽減

### (3)安全・安心な子どもの生活環境の整備

- ①子どもの安全対策の推進
- ②子どもの遊び場の整備
- ③子育て世帯への生活環境の整備

## 取組方針 III すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり

男女共同参画社会の拡大、共働き世帯の増加などにより、0～2歳児の保育需要が拡大しているため、働きながら子育てをしやすい環境づくりを進めていきます。また、延長保育、休日保育などの多様なニーズが増加しており、こうした保育需要へ対応するため、保育サービスの拡大を図ります。加えて、老朽化している設備の更新や園舎の改築・改修、ライフスタイルの変化に合わせた環境整備など、園児がより安全・安心・快適に生活ができる幼児教育・保育環境の向上を図ります。

### (1)保育需要への対応

- ①待機児童の解消
- ②多様な保育ニーズへの対応

### (2)良好な幼児教育・保育環境の確保

- ①幼児教育・保育施設の整備
- ②幼児教育・保育の質の向上

# 施策の展開②

## 取組方針 IV 青少年の健全育成及び若者支援

人口減少や超高齢社会の進展など、次世代を担う子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。このような社会を生き抜いていく力を育み、自立できるよう、地域や社会との交流の機会や活動のきっかけづくりを行います。

また、女性の社会進出や共働き世帯の増加等により、放課後児童クラブに対する需要は高まり、参加児童は年々増加しています。今後も引き続き、対象学年において安全・安心に児童が過ごせる体制づくりを進めます。

### (1)義務教育期の子どもの適切な支援

- ①子どもの学び・育ちの支援
- ②放課後児童クラブの充実

### (2)義務教育期後の青少年育成・若者支援

- ①青少年の社会参加の促進と主体性の育成
- ②青少年の活動の場づくり
- ③青少年の悩みへの対応と非行防止
- ④ニート・ひきこもりへの対応

## 取組方針 V 地域ぐるみによる子育て社会の創造

核家族化の進行や地域社会のつながりの希薄化により、子育てに不安を抱える保護者が増加するなど、子どもが育つ家庭や地域の状況は変化し、複雑化しています。子どもが育つ上で最も基本となる家庭における教育力を高めるために、地域と連携した取組を進めます。

### (1)ワーク・ライフ・バランスの推進

- ①ワーク・ライフ・バランスの理解の推進
- ②企業の取組の促進

### (2)地域力を生かした家庭教育力の向上及び子どもの育成

- ①親育ちの支援
- ②子育ての仲間づくりや情報共有の場の提供
- ③世代間交流と地域力を生かした子育て支援活動の促進



子ども食堂



乳幼児健康診査



タブレット端末を用いた  
子どもの健康管理



放課後児童クラブ活動室(外観)

# 重

## 点事業群

子どもに関する事業は、課題が複雑に絡み合っています。本計画では、重点的に推進すべき基本施策を複数連動させることで、事業効果の最大化を図ります。

重点事業群

### 子どもの権利啓発の推進

子ども、育ち学ぶ施設、保護者、市民及び事業者への子どもの権利啓発を行います。

重点事業群

### 子どもの<sup>ここん</sup>孤困きゅうさいプログラム

孤立や困りごとを抱える子どもたちに寄り添った適切な支援や地域の大人や行政が共働でつながる支援ネットワークを構築します。

重点事業群

### 情報通信技術を活用した子育て支援サービスの充実

育ち学ぶ施設において、情報通信技術を活用した事務効率の向上と幼児教育・保育の質の向上を図ります。

重点事業群

### 虐待防止及び対応策の強化

子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターを中心に、子育て家庭への支援や児童虐待の対応を行います。

重点事業群

### 待機児童対策

保育士の確保と保育士の働き方改革の実施などにより、受入枠を拡大し、待機児童の解消を目指します。

重点事業群

### 義務教育期後の社会参加活動の促進

若者の自立や成長を促すほか、地域や社会でその意欲や能力を発揮できる環境づくりを行います。

重点事業群

### 少子化への対応

未婚の若者、子育て世代、シニア世代など対象を幅広く捉え、子育てに伴う様々な負担感や不安感が軽減され、子育ての喜びを社会全体で分かち合うことを目指し、出生数の維持・増加に向けて取り組みます。

子どもの貧困は、本市の子ども条例が保障する、「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」を脅かすものです。

本市では、子どもの貧困を経済的困窮にとどまらない幅広い視点で捉え、子ども条例に規定される「子どもの権利の保障」という観点から、施策を推進します。

## 考 え 方

「子どもの貧困対策」から、子どもたちに寄り添った  
こ こ ん き ゅ う さ い  
「子どもの孤困・救済対策」へ

## 目指す姿

子どもの権利が保障され

子どもたちが幸せに暮らすことのできる社会

## 方向性

子どもの自己肯定感の向上

地域支援力の向上

深刻な困難を抱える家庭への適切な支援

貧困の連鎖の解消

## 現状と課題

## ① 全国的に児童虐待件数が増加しています

児童虐待件数は、全国的に増加しており、本市においても増加しています。児童虐待につながると思われる家庭・家族の状況には、「虐待者の心身の不安定」「経済的な困難」「ひとり親家庭」「不安定な就労」など、複合的な困難が存在しています。

## ② ひとり親世帯が増加しています

本市において、ひとり親世帯は増加しています。ひとり親世帯には、パートやアルバイトの非正規雇用の割合が43.8%と高く、就労が不安定で経済的な困難に陥りやすい状況です。また、家事・育児も一人でを行うため、精神的負担感を感じやすく、児童虐待など深刻な問題が起こる可能性も考えられます。

## ③ 大人との関わりが子どもの自己肯定感を高めています

子どもにとって大人との会話が多いと、子どもの自己肯定感が高くなる傾向があります。家庭での会話、学校での教育、地域での多様な活動など、様々な大人との交流の中で話を聞いてくれたり、評価してくれることで、子ども自身の自己肯定感が高まると考えられます。

# 子

# ここん 子どもの孤困きゅうさい プログラム

「子どもの<sup>ここん</sup>孤困きゅうさいプログラム」は、重点事業群の1つに位置づけて取り組みます。

## 子どもの孤困きゅうさいプログラム **子どもの権利保障**

子ども自身の権利を学ぶことと、子どもたちを取り巻くすべての大人に子どもの権利を啓発し理解を深めることで、子どもが「自分は大切にされてよい存在だ」と気づき、子どもたちが自分らしく生き、豊かに育つことができます。子どもたちに寄り添った環境の中で、子どもたちの自己肯定感を育んでいきます。

【事業例】 ●子どもの権利啓発事業 ●子どもに関わる団体や大人への子どもの権利啓発研修 など

## 子どもの孤困きゅうさいプログラム **共働でつながる支援のネットワーク**

市の関係部局での連携を図るとともに、各地域におけるコミュニティと連携・共働し、必要な支援へつなげる仕組みを構築します。

【事業例】 ●豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議の開催 ●子ども食堂支援事業 など

## 子どもの孤困きゅうさいプログラム **教育の支援**

家庭環境に左右されず、子どもたちの学力の保障と教育の機会の均等化を図るべく、学習支援や高校、大学等進学への経済的支援、幼児教育・保育の無償化の対応を行います。

【事業例】 ●子どもの学習・生活支援事業 ●小・中学校の就学援助 など

## 子どもの孤困きゅうさいプログラム **生活の支援**

貧困状態にある子どもや家庭が社会的孤立に陥ることがないように社会参加の機会や相談機関の充実を図ります。

【事業例】 ●おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業） ●「とよた急病・子育てコール24」事業 など

## 子どもの孤困きゅうさいプログラム **保護者の就労・経済的支援**

生活の基盤を安定的に確保するため、保護者の就労を支援します。また、手当での支給のほか、各種負担の軽減を図り、最低限の経済基盤や生活の場が保たれるよう支援を行います。

【事業例】 ●ひとり親家庭の親の資格取得等支援 ●子育て世帯等に対する児童手当の適切な支給 など

本計画では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和2年度から5年間の「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、その提供体制の確保の方針及び内容を整理しています。

### 【主要事業の確保の方針】

#### ● 3～5歳児（1・2号認定子ども）

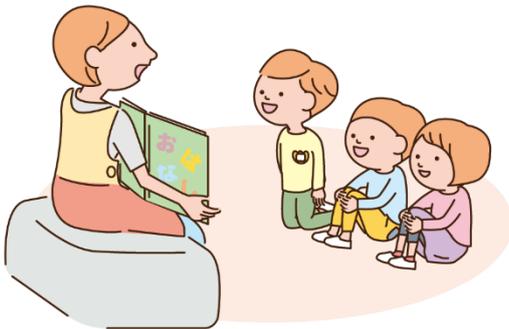
- ・3～5歳児は、少子化の進行に伴い園児数が減少するため、現行の施設で充足します。
- ・局所的なニーズの偏りについては、施設の増改築等により対応します。

#### ● 0～2歳児（3号認定子ども）

- ・今後、0～2歳児のニーズ増加が見込まれますが、施設定員上は充足します。そのため、基本的には必要な保育士を確保することで、量の見込みに対応します。
- ・局所的なニーズの偏りについては、施設の増改築等により対応します。

#### ● 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

- ・現在実施している1～4年生については、開設している70の放課後児童クラブ（うち1クラブは民設民営）の確保の内容の合計で、おおむね量の見込みに対応できます。
- ・夏休みなど長期休業中は、必要に応じて学校施設などを活動室として確保し対応します。
- ・未設置区域においては、地域の実情を踏まえつつ、必要に応じて開設します。



### 第3次豊田市子ども総合計画【概要版】

発行：豊田市

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

TEL：0565-31-1212（代表）

URL：<https://www.city.toyota.aichi.jp/>

編集：豊田市子ども部次世代育成課



計画の全文は、市ホームページ及び次世代育成課窓口にてご覧いただけます。

第3次豊田市子ども総合計画

検索